

# 奈良先端科学技術大学院大学連携研究室規程

平成16年4月1日  
規程第 14 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学研究科の教員組織に関する規程（平成23年規程第1号）第4条第3項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における連携研究室の実施に関し必要な事項を定める。

## (連携研究室の目的)

第2条 連携研究室は、民間企業及び研究機関等（以下「連携機関」という。）との連携により、本学の教育研究の一層の拡充及び整備を図るとともに、研究交流の促進を図ることを目的とする。

## (名称)

第3条 連携研究室の名称は、当該連携研究室における教育研究の内容を示すものとする。

## (協定書)

第4条 連携研究室における学生の教育研究を実施するため、連携機関と連携研究室における教育研究に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

2 前項の協定書は、教授会及び教育研究評議会の議を経るとともに、役員会の議決を得なければならない。

## (連携研究室の構成)

第5条 連携研究室は、少なくとも教授相当者1人の教員で構成するものとする。

2 連携研究室の教員（以下「連携研究室教員」という。）の選考は、本学の特任教授等の選考に準じて行うものとする。

## (連携研究室教員の職務)

第6条 連携研究室教員は、当該連携研究室における教育研究に従事するほか、当該連携研究室における教育研究の遂行に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

## (事務)

第7条 連携研究室の設置等に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、連携研究室の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に情報科学研究科及びバイオサイエンス研究科において締結された教育研究に関する協定書は、第4条の協定書とみなす。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

2 奈良先端科学技術大学院大学連携研究室規程(平成16年規程第13号)は、廃止する。